

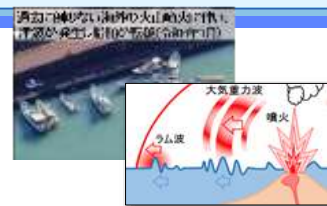
予報業務の許可等に関連する 気象業務法施行規則及び審査基準の改正

2023.10.3 許可事業者様向け説明会
気象庁 情報利用推進課

気象業務法及び水防法の一部を 改正する法律について

背景・必要性

- 自然災害の頻発・激甚化や過去に例のない災害の発生を踏まえ、**防災対応のための国や都道府県が行う予報・警報の高度化**が求められている。
- 加えて、洪水等に対する民間の事業継続等のため、国等が行う予報を**補完する局所的な予報**(個々の事業者等に向けた予報)のニーズも高まっている。
- これらのニーズに対応する**最新の技術進展**(※)を踏まえ、自治体や住民、事業者等における様々な防災対応がより適確に実施されるよう、官民それぞれにおいて、**予報の高度化・充実**を図る必要がある。(※)国指定河川の洪水予報では本川・支川一体予測を可能とする技術が、民間ではコンピュータシミュレーションによる予測技術等が進展。



法律の概要

国・都道府県による予報の高度化

— 国民の防災活動に資する「防災気象情報」の提供

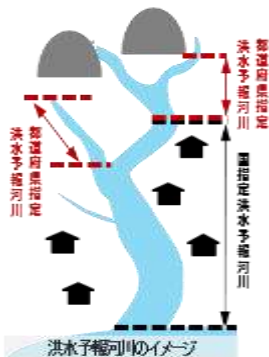
① 都道府県指定洪水予報河川の

洪水予報の高度化

【水防法・気象業務法】 洪水

- 国土交通大臣は、都道府県知事の求めに応じ、国指定河川の水位を予測する過程で取得した**都道府県指定河川の予測水位情報を提供**(※)。

(※) 気象業務法の予報制限を適用除外



- 都道府県知事と気象庁は、当該情報を踏まえ、共同して洪水予報を実施。

② 火山現象に伴う津波の予報・警報の実施

【気象業務法】 津波

- 気象庁が実施する業務に「**火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象**」を追加し、火山現象に伴う津波の予報・警報を適確に実施。

民間事業者による予報の高度化

— 多様なニーズに応じた「きめ細やかな予報」の提供

① 最新技術を踏まえた予報業務の

【気象業務法】

許可基準の最適化

土砂崩れ 高潮 波浪 洪水

- 土砂崩れ・高潮・波浪・洪水(※)の予報業務の許可について、最新技術に基づく予測手法の導入による予報精度の向上を図るため、**許可基準を新設し、気象庁長官が予測技術を審査**。

(※) 気象の予測結果により予測可能な現象

- ・ 自ら気象の予測をしない事業者は、気象予報士の設置義務を免除。
- ・ 土砂崩れ・洪水の予測技術の審査には、国土交通大臣も関与。

予測手法に係る許可基準

(気象予報士の設置)
気象

(技術上の基準に適合)
地震動・火山現象・土砂崩れ・津波・高潮・波浪・洪水

シミュレーションによる高度な予測技術を審査



② 防災に関連する予報の適切な提供の確保

【気象業務法】 火山現象 土砂崩れ 津波 高潮 洪水

- 社会的な影響が特に大きい現象(※)の予報業務について、気象庁の予報等との相違による防災上の混乱を防止するため、**事前説明を行った者のみへの提供を許可**。(事前説明の義務付け)(※)噴火・火山ガス・土砂崩れ・津波・高潮・洪水
- 気象庁以外の者の警報の制限の対象に土砂崩れを追加。



【説明事項】

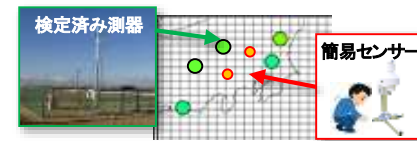
- ・ 国等の警報との違い
- ・ 予報の特性・誤差等

許可事業者からサービス利用者に対し事前に説明

③ 予報業務に用いることができる気象測器の拡充

【気象業務法】 気象等

- 予報の精度向上を図るため、気象庁長官の確認を受けた場合には、**検定済みではない気象測器を予報業務のために補完的に用いることを可能とする**。



検定済み測器の観測値を主として、簡易センサーによる観測値を補完的に利用して予報

目標・効果

- ① 国土交通省による都道府県指定河川の予測水位情報の提供により、早期に洪水予報が可能となる河川数：施行後5年間で約900河川
- ② 国等が行う洪水等の予報を補完する予報のニーズに対応する予報業務許可事業者の数：土砂崩れ0者、洪水0者(2023年)⇒土砂崩れ10者、洪水30者(2028年)

背景・必要性

- 気象や、気象の影響を受ける現象（波浪、高潮等）の予報業務の許可では、その予測技術の水準を担保するため、気象予報士の設置を義務付けている。（＝許可基準）
- 近年、洪水等の予測手法は、**シミュレーション技術**※による高度な手法が主流となるなど、**大きく進展**。
※気象の予報を入力値として、水の流下等に関するモデルを用いるもの
- 洪水等の予報について、より局所的/長時間先の予報、精度向上（適中率）の**多様な予報を求めるニーズが高まっている**。
・一方で、洪水等の民間予報は、その特性を理解していない者に受け取られる場合には、**防災上の混乱が生じる恐れ**。

法改正のポイント

令和5年11月
末までに施行

① 最新技術を踏まえた予報業務の許可基準の最適化

- 最新技術に基づく予測手法の導入による予報精度の向上を図るため、気象の影響を受ける現象（土砂崩れ・高潮・波浪・洪水）の予報業務の**許可基準を新設して、気象庁長官が予測技術を審査**。
- ・ 自ら気象の予測をしない事業者は、気象予報士の設置義務を免除。
- ・ 土砂崩れ・洪水の予報業務の許可の審査に、**土砂発生・移動や河川水位・流量の予測等の砂防・水防の知見を有する国土交通大臣が関与**。

予測手法に係る許可基準

（気象予報士の設置）
気象

（技術上の基準に適合）

地震動・火山現象・土砂崩れ
・津波・高潮・波浪・洪水

② 防災に関連する予報の適切な提供の確保

- 社会的な影響が特に大きい現象（噴火・火山ガス・土砂崩れ・津波・高潮・洪水）の予報業務について、気象庁の予報等との相違による**防災上の混乱を防止するため、事前説明を行った者のみへの提供を許可**。（事前説明の義務付け）
- 気象庁以外の者による警報の制限の対象に土砂崩れを追加。

【説明事項】

- ・ 警報との違い
- ・ 予報の特性・誤差
- ・ その他、留意事項



許可事業者からサービス利用者に対し事前に説明

現象に応じた技術上の基準に適合する方法により予想を行わせることで、予測技術を担保

技術上の基準について

【予報業務の許可の審査】

- 許可を受けた事業者が適正に業務を実施する施設及び体制の有無
- 現象の予想の方法 … 気象 ⇒ 気象予報士の設置
地震動・火山現象・土砂崩れ・津波・高潮・波浪・洪水 ⇒ 技術上の基準への適合

【技術上の基準】 … 各現象について、シミュレーション等による予想の方法を以下の観点で審査する。

予測計算の入力値 … 予測計算に用いる気象（降水量や風等）の予報や観測値等が適切か否か
 ・予報の対象区域に応じた気象の予報や観測値等を収集しているか否か

予測計算の手法 … 専門的な知見に基づくシミュレーション計算等の適切な手法を採っているか否か
 ・現に国が実施している予測手法
 ・各現象に関して一般的に認められている予測手法（物理的方法、統計的方法、両者を含む方法）


予測計算の出力値 … 計算結果の出力値が適切であるか否か
 ・入力値や手法に対応した結果であるか否か
 ・過去に実際に発生した事例に照らし合わせて適切な範囲の値が出力されているか否か

【洪水の技術基準】

入力値

- ・降水量（観測値、予報値）
- ・水位

予想計算の手法



予報（出力値）

- ・流量
- ・水位
- ・浸水

【洪水を予測するモデルの例】

流出モデル…河川へ流れ込む水を計算し、河川の任意の地点への流出量を予想

河道モデル…河道データを元に河川における水の流下を計算し、任意の地点の水位や流量を予想

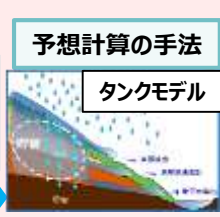
氾濫モデル…堤防データ等を元に越水する水の量を計算し、任意の地点の浸水を予想

【土砂崩れの技術基準】

入力値

- ・降水量（観測値、予報値）
- ・土中水分量

予想計算の手法



予報（出力値）

- ・土中水分量

【土砂崩れを予測するモデルの例】


タンクモデル…地形データを元に地中に浸透する水について計算し、斜面の表面や表層、地下における流出量を予想

【高潮の技術基準】

入力値

- ・気圧
- ・風

予想計算の手法



予報（出力値）

- ・潮位、周期

【高潮を予測するモデルの例】

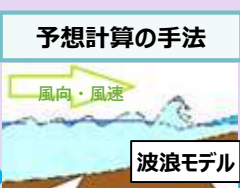
高潮モデル … 風、気圧の変化によってもたらされる海面の変化を計算し、海洋の任意の地点の潮位を予想

【波浪の技術基準】

入力値

- ・風向
- ・風速

予想計算の手法



予報（出力値）

- ・波の高さ
- ・波の向き
- ・周期

【波浪を予測するモデルの例】

波浪モデル … 風の変化によってもたらされる海面の変動を計算し、海洋の任意の地点の波を予想

第十七条

3 噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報の業務（以下「**特定予報業務**」という。）をその範囲に含む予報業務の許可については、当該特定予報業務に係る予報業務の目的は、第十九条の三の規定による**説明を受けた者にのみ利用させるものに限られるものとする。**

第十八条 気象庁長官は、許可の申請書を受理したときは、次の基準によつて審査しなければならない。

三 特定予報業務を行おうとする場合にあつては、第十九条の三の規定による**説明を適確に行うことができる施設及び要員を有するものであること並びに当該説明を受けた者以外の者に予報事項が伝達されることを防止するために必要な措置が講じられていること。**

第十九条の三 特定予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、当該特定予報業務を利用しようとする者に対し、その**利用に当たつて留意すべき事項その他の国土交通省令で定める事項を説明**しなければならない。



第十七条

2 前項の許可（以下この章において「許可」という。）は、予報業務の目的及び範囲（土砂崩れ（崖崩れ、土石流及び地滑りをいう。以下同じ。）、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「気象関連現象予報業務」という。）をその範囲に含む予報業務の許可にあつては、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行うか否かの別を含む。第十九条第一項及び第四十六条第三号において同じ。）を定めて行う。

第十八条

六 気象関連現象予報業務を行おうとする場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める基準に適合するものであること。

イ 当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行わない場合

当該気象関連現象予報業務に係る土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予想の方法がそれぞれ国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

ロ 当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行う場合

当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行う事業所につき第十九条の二前段の要件※を備えることとなつていこと及び当該気象関連現象予報業務に係る土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予想の方法がそれぞれイの技術上の基準に適合するものであること。



※第十九条の二前段の要件：気象予報士の設置

第九条

2 第十七条第一項の許可を受けた者は、気象庁が行った観測又は前項の検定に合格した気象測器を用いた観測（以下この項において「本観測」という。）の成果に基づいて同条第一項の予報業務を行うに当たり、**本観測の成果を補完するために行う観測**（以下この項において「補完観測」という。）に用いる気象測器については、前項の検定に合格していないものであつても、国土交通省令で定めるところにより、本観測の正確な実施に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、**補完観測が当該予報業務の適確な遂行に資するものであることについての気象庁長官の確認**を受けたときは、同項の規定にかかわらず、当該補完観測に使用することができる。

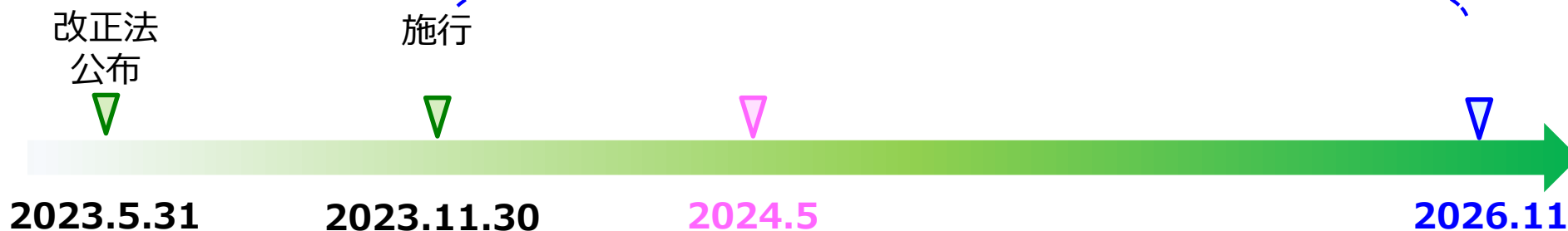


気象業務法及び水防法の一部を改正する法律 附則

高潮・波浪に関する経過措置

改正法施行時に**高潮、波浪**の予報業務許可を受けている事業者は、施行後**3年以内**に技術上の基準に適合することについて認可を受ける必要があります

※認可を受けるまでの期間は、従前通り気象予報士の設置により予報業務を実施



(公布日から6か月後に施行となる場合の経過措置期間)

特定予報業務に関する経過措置

改正法施行時に**高潮、津波、火山現象（火山ガス）**の予報業務許可を受けている事業者は、施行後**6か月以内**に特定予報業務の基準に適合することについて認可を受ける必要があります

※「特定予報業務の基準に適合」= 特定予報業務において義務付けられる利用者への事前説明を実施する体制や、第三者への伝達を防止する措置が適切か等を審査

※認可を受けるまでの期間は、施行日における既存利用者へのみ利用させることができる

※認可後6か月は、既存利用者を特定予報業務の説明を受けた者とみなす（6か月を経過する日までに、説明を行う必要がある）⁹

気象業務法施行規則改正の概要

（１）補完観測に関する確認手続き（施行規則第7条の2（新設））

法第17条第1項の許可を受けた者が、検定に合格した気象測器を用いた観測等の成果を補完するために行う観測（以下「補完観測」という。）の成果を使用して予報業務を行うに当たり、法第9条第2項の確認を受けようとするときは、補完観測施設の明細、補完観測に係る種目、補完観測の成果を使用する場合の予想の精度等を記載した書類を提出することとする。

（２）特定予報業務の許可に関する申請手続き（施行規則第10条）

法第17条第1項の規定により特定予報業務（噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報業務をいう。以下同じ。）の許可を受けようとする者が申請書に添付する書類として、当該特定予報業務を利用しようとする者に対する説明に関する計画書を加えることとする。

（３）特定予報業務に関する説明方法及び説明事項（施行規則第11条の3（新設））

法第17条第1項の規定により特定予報業務の許可を受けた者は、当該特定予報業務を利用しようとする者に対して、対面又はオンライン通話により、同条の規定の趣旨、気象庁の予報とは異なる場合があること、予想の精度等を説明しなければならないこととする。

(4) 気象関連現象予報業務の許可に係る技術上の基準 (施行規則第10条の2)

気象関連現象予報業務（土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予報の業務をいう。）に関する技術上の基準は、当該現象に関する知見及び予報資料に基づき、物理的方法又は統計的方法により、当該現象の状況を予想するものであることとする。

(5) 予報業務の許可に付す条件 (施行規則第49条の2 (新設))

法第17条第1項の許可又は法第19条第1項の認可に付す条件は、注意報等の伝達に努めること、警報等の名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならないこと、予報に関する補足事項を明示すること、台風の名称等は気象庁の発表に従うこと、台風の中心位置等の諸元の予報は公衆に提供しないことを原則とする。

(6) 現象の予想の方法を変更する場合の事前報告 (施行規則第50条)

法第17条第1項の許可を受けた者が現象の予想の方法を変更する場合は、当該事由が生じる30日前までに報告しなければならないこととする。

気象及び地象(地震動、火山現象及び土砂崩れを除く)の 予報業務許可に関する審査基準改正の概要

○予報業務の目的

予報業務の目的として示す予報業務の提供先を、従来の特定向け・一般向けの区分を廃止して契約に基づく個人、契約に基づく法人及び不特定多数の者と定め、区分に拘らずに許可することとする（審査基準「第1」）。

○気象の予報業務の範囲

予報を行おうとする項目を「台風を除く大気の大気諸現象」と「台風」に分けて許可することとする（審査基準「第2」）。

台風の予報を行う場合は
変更認可が必要です

○地象（路面状況に限る。）の扱いの変更

地象（路面状況に限る。）の予報について、現在の審査基準では、気象に含めることとしているが、これを地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）と改め気象とは別個に審査を行うこととする（審査基準「第2」）。なお、地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）は路面状況や地面温度等を含み、その予報は引き続き気象予報士に行わせなければならないこととする。

○予報期間別の最小の時間単位に関する規定の廃止

現在の審査基準では、予報期間を6種類に分類し、例えば中期予報（2日先を超え7日先以内の予報）の場合には最小の時間単位を6時間以上とすること等を規定しているが、これらの分類や規定を廃止し、気象業務法施行規則に定める許可等の条件として、予報の不確実性に関して適切に配慮することを求めることとする。

(現在の審査基準における予報期間の規定)

予報期間	予報を行う時点から予報の主な対象となる時点までの期間	最小の時間単位
短時間予報	予報を行う時点から3時間先以内の予報	基となる観測資料の時間間隔以上
短期予報	予報を行う時点から3時間先を超え、2日間先以内の予報	1時間以上
中期予報	予報を行う時点から2日間先を超え、7日間先以内の予報	6時間以上 ただし、72時間先まで短期予報の最小の時間単位を用いてもよい
長期予報 (1か月予報)	予報を行う時点から7日間先を超え、1か月先以内の予報	5日以上 ただし、16日間先まで中期予報の最小の時間単位を用いてもよい
長期予報 (3か月予報)	予報を行う時点から1か月先を超え、3か月先以内の予報	1か月以上
長期予報 (6か月予報)	予報を行う時点から3か月先を超え、6か月先以内の予報	1か月以上

○補完観測に関する規定

補完観測に用いる気象測器については別途定める審査基準に従うことを規定する（審査基準「第3」）。

○現地観測値の収集に関する規定

現在の審査基準では予報を行う対象区域ごとに少なくとも1か所以上の地点の観測値の収集が必要であるが、これについて「必要に応じて適確に収集」と改正する（審査基準「第3」）。

○許可等の条件

現在の審査基準において別記として規定している許可等の条件については、その内容を精査した上で、気象業務法施行規則に規定する。

現行の「許可等の条件」で規定している事項と変更点

- ・気象庁が行う「特別警報」、「警報」、「注意報」及びこれとまぎらわしい名称を使用しないこと。
- ・予報発表時点に、当該予報地点を含む地域に対して発表されている当該予報業務に関連する注意報事項を伝達するよう努めること。
- ・台風の進路等に関する情報は、気象庁の情報の解説の範囲に留めること。台風に関して、防災上の注意を喚起するときは、台風接近時の一般的な注意に留め、具体的な災害発生の可能性について言及しないこと。
- ・10日間先を超え、16日間先までの長期予報（1か月予報）に、中期予報の最小の時間単位を用いる場合は、その期間の予報に不確実性に関する情報（確率情報等）を付加すること。

→以上については、同趣旨の内容を気象業務法施行規則において規定する

- ・予報の内容は、特別警報、警報、注意報の内容及び特別警報、警報、注意報発表の基準と矛盾しないよう十分に配慮すること。
- ・「大雨」、「大雪」、「暴風」、「暴風雪」、「洪水」、「高波」又は「高潮」等の防災事項に関連する用語を用いる場合は、当該現象に関する気象庁の特別警報、警報、注意報と矛盾しないように留意すること。

→以上については、警報・注意報事項の伝達に努めるよう求めること、「大雨」等は日常語として一般に用いられる用語であることから、条件として規定しないこととする。

気象業務法施行規則に定める予定の許可等の条件

- ・注意報の伝達努力義務
- ・警報の名称や紛らわしい名称を用いないこと
- ・予想の精度や特性などの予報を補足する事項の明示
(予報の不確実性に関する情報など)
- ・台風であるかどうか、台風の名称は気象庁の情報に従うこと
- ・台風の諸元に関する情報は公衆に提供しないこと

附則（みなし規定、経過措置）

この審査基準の施行日より前に気象の予報業務の許可を受けた者については次に掲げるとおりとする。

- 1 予報業務の目的については「契約に基づく個人、契約に基づく法人及び不特定多数の者」についての許可を受けたものとみなす。
- 2 予報を行おうとする項目については「台風を除く大気の諸現象」についての許可を受けたものとみなす。
- 3 この審査基準の施行日において現に台風についての予報業務を行い、施行後も当該予報業務を行おうとする者は、施行日から起算して三月を経過する日までの間に、台風の予報を行うことについて、気象庁長官の認可を受けなければならない。この認可を受けるまでの間は、台風の予報業務についての許可の基準及び許可等の条件は、なお従前の例による。
- 4 この審査基準の施行日時時点で、予報業務計画書において路面状況等について予報業務を行うこととしている場合は、予報を行おうとする現象及び項目について、それぞれ「地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）」、「路面状況等」についての許可を受けたものとみなす。
- 5 予報期間については、次の表の左欄に掲げる改正前の予報期間に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる改正後の予報期間についての許可を受けたものとみなす。ただし、改正前の予報期間にただし書により期間を制限する規定がある場合は、なお従前のとおりとする。

改正前の予報期間	改正後の予報期間
短時間予報	3時間先以内
短期予報	3時間先を超え2日間先以内
中期予報	2日間先を超え7日間先以内
長期予報（1か月予報）	7日間先を超え1か月先以内
長期予報（3か月予報）	1か月先を超え3か月先以内
長期予報（6か月予報）	3か月先を超え6か月先以内

補完観測を予報業務に使用するための 確認に関する審査基準策定の概要

第1 補完観測の成果を使用することが出来る条件

- (1) 気象業務法第17条第1項の許可を受けた予報業務であること。
- (2) 補完観測施設が本観測施設設置場所から十分な距離を取る等、本観測の正確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (3) (1)の予報の種類及び対象としようとする区域並びに現象の予想の方法に対して、以下のいずれかを示すことにより、補完観測の成果を使用することが、当該予報業務の適確な遂行に資するものであると確認できること。
 - ・補完観測の成果を使用する予報の精度
 - ・補完観測を含む観測データの観測特性を踏まえた予報への利用手法
 - ・その他予報業務の適確な遂行に資するための措置

第2 観測資料の収集

- (1) 補完観測により補完する本観測の成果を適確に収集すること。
- (2) 予報の種類及び対象としようとする区域並びに現象の予想の方法に適確に対応した補完観測資料を収集すること。

次のいずれかを予報業務許可事業者が書面で提出し、気象庁長官が確認する

1) 「実際に予報に利用してみた結果」を確認する

→ 本観測のみを用いて行う予報結果（従来の予報）と、
本観測に加えて補完観測も用いた予報結果（新しい予報）
を比較し、問題がないこと

2) 補完観測の誤差を適切に処理して予報に利用する手法を確認する

→ 補完観測を含む観測データの観測特性を踏まえた予報手法を示し、予報
に用いても問題がないことを確認した結果

※ 補完観測は検定を受けていない測器を使うため、
その成果には様々な誤差が入り込む可能性がある。
それを「適切に処理して予報に利用する手法」を確認する

3) その他

→ その他、1) ～ 2) 以外であっても、補完観測の成果が適切に当該予報
事業に利用されることを示した結果

波浪・高潮の予報業務許可に関する 審査基準改正の概要

波浪の予報業務は、現在は気象予報士に行わせることとしているが、技術上の基準により許可を行うため、新たに審査基準を設ける。

○予報業務の目的

予報業務の目的として示す予報業務の提供先を、従来の特定向け・一般向けの区分を廃止して契約に基づく個人、契約に基づく法人及び不特定多数の者と定め、区分に拠らずに許可することとする（審査基準「第1」）。

○気象の予報資料

入力に用いる気象の予報資料について、自ら予想する場合は気象予報士を設置し、気象予報士に予想を行わせる必要があることを定める（審査基準「第3」）。

○補完観測に関する規定

補完観測に用いる気象測器については別途定める審査基準に従うことを規定する（審査基準「第3」）。

○現象の予想の方法

気象や波浪の観測等の予報資料に基づき、物理的方法又は統計的方法を用いて予想すること、また、予報業務の開始後も現象の予想の方法を適確に維持・管理することを定める（審査基準「第6」）。

○その他

予報資料の収集・解析や気象庁の警報事項を適確に受信できる施設や要員であることを定める。

審査基準の作成にあたっては、一般に認められている専門的知見に基づいた許可基準とするため、有識者へのヒアリングを実施し、いただいたご意見を反映している。

附則（みなし規定、経過措置）

改正法の施行の際現に波浪の予報の業務の許可を受けている者は、施行日から起算して3年を経過する日までの間に、技術上の基準に適合することについて気象庁長官の認可を受けなければならない。この認可を受けるまでの間は、その予報は引き続き気象予報士に行わせなければならないこととする。

予報業務の目的については「契約に基づく個人、契約に基づく法人及び不特定多数の者」についての許可を受けたものとみなす。

予報期間については、次の表の左欄に掲げる改正前の予報期間に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる改正後の予報期間についての許可を受けたものとみなす。ただし、改正前の予報期間にただし書により期間を制限する規定がある場合は、なお従前のとおりとする。

改正前の予報期間	改正後の予報期間
短時間予報	3時間先以内
短期予報	3時間先を超え2日間先以内
中期予報	2日間先を超え7日間先以内
長期予報（1か月予報）	7日間先を超え1か月先以内
長期予報（3か月予報）	1か月先を超え3か月先以内
長期予報（6か月予報）	3か月先を超え6か月先以内

高潮の予報業務は、現在は気象予報士に行わせることとしているが、技術上の基準により許可を行うため、審査基準を改正する。

○利用者の特定及び利用者に対する説明

高潮の予報は、気象業務法第17条第3項の規定により、説明を受けた者にのみ利用させるものに限られる。このため、当該予報業務の利用者に対し、その利用にあたって留意すべき事項等の説明を適確に行うことができる体制や説明の内容を確認することを定める（審査基準「第6」及び「第8」）。

○気象の予報資料

入力に用いる気象の予報資料について、自ら予想する場合は気象予報士を設置し、気象予報士に予想を行わせる必要があることを定める（審査基準「第3」）。

○現地観測値の収集に関する規定

現在の審査基準では予報を行う対象区域ごとに少なくとも1か所以上の地点の観測値の収集が必要であるが、これについて「必要と判断される場合は収集」と改正する（審査基準「第3」）。

○補完観測に関する規定

補完観測に用いる気象測器については別途定める審査基準に従うことを規定する(審査基準「第3」)。

○現象の予想の方法

気象や潮位の観測等の予報資料に基づき、物理的方法又は統計的方法を用いて予想すること、また、予報業務の開始後も現象の予想の方法を適確に維持・管理することを定める(審査基準「第7」)。

○許可等の条件

現在の審査基準において別記として規定している許可等の条件については、その内容を精査した上で、気象業務法施行規則に規定する。

審査基準の作成にあたっては、一般に認められている専門的知見に基づいた許可基準とするため、有識者へのヒアリングを実施し、いただいたご意見を反映している。

＜特定予報業務に関する利用者に対する説明について＞

1 説明を受けた者以外への予報事項の伝達を防止する措置

特定予報業務の提供を受けた者が、その説明を受けていない者への伝達を防止するための措置を講じること。

2 利用者への説明方法及び説明項目

特定予報業務の提供を開始するまでの間に、当該予報業務の利用者に対し、その利用にあたって留意すべき事項等を説明すること。その説明を委託する場合は、事業者に代わって説明を行う者が利用者に対して確実に説明を実施するための措置を講じること。説明方法及び説明項目は気象業務法施行規則第11条の3の規定に基づき、次のとおりとする。

(1) 説明方法

書面等の交付のみによる方法ではなく、利用者との対面又は映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法とする。

(2) 説明項目

特定予報業務を提供するにあたって、利用者に対して説明を行う項目は、次のとおりとする。

イ 気象業務法第19条の3の規定の趣旨

高潮の予報は、災害対応に直結するなど社会的な影響が大きいいため、予報業務の許可を受けた者の予報をその特性について十分に理解していない者が受け取った場合には、避難行動や防災対応の妨げになるなどの防災上の混乱が生じるおそれがある。こうした混乱を生じないことを担保するため、当該予報業務の利用者が、当該予報の利用上の留意事項を事前にかつ十分に理解する必要がある。

ロ 気象業務法第17条第1項の許可を受けた者の予報であること。

ハ 気象庁がする予報とは異なる予報となる場合があること。

ニ 予想の精度

予想の精度及びその根拠並びに第7の1(3)で定めた予報の利用にあたって留意すべき事項について説明すること。

ホ 予報の対象となる区域

ヘ 予報の対象となる期間及び予報の日時

ト 予想を行う場合に仮定する条件及び考慮する施設等に関する情報

チ 確実に予報事項を伝達するための方法及び予報事項を伝達することができなかった場合に許可を受けた者が負う責任の範囲

リ 説明を受けた者以外に予報事項が伝達されることを防止するための措置

ヌ その他予報の利用にあたって特に留意すべき事項

現行の「許可等の条件」で規定している事項と変更点

- ・事業者の予報と気象庁の警報・注意報を同時に確認できるよう配慮すること。
- ・気象庁が行う特別警報、警報、注意報及びこれとまぎらわしい名称を使用しないこと。
→以上については、同趣旨の内容を気象業務法施行規則において規定する
- ・「高潮」等の防災事項に関連する用語を用いる場合は、気象庁の高潮特別警報、高潮警報、高潮注意報と矛盾しないように留意すること。
→警報・注意報事項の伝達に努めるよう求めること、「高潮」等は日常語として一般に用いられる用語であることから、条件として規定しないこととする
- ・契約等に基づき予報の利用者を特定し、利用上の留意事項について、利用者に説明すること。
→特定予報業務としての位置づけにおいて、同様の趣旨を規定する

附則（経過措置）

改正法の施行の際現に高潮の予報の業務の許可を受けている者は、施行日から起算して6月を経過する日までの間に、この審査基準の第6と第8に適合することについて、気象庁長官の認可を受けなければならない。

また、施行日から起算して3年を経過する日までの間に、技術上の基準に適合することについて気象庁長官の認可を受けなければならない。後者の認可を受けるまでの間は、その予報は引き続き気象予報士に行わせなければならないこととする。

10/3 本日の説明会実施

～10/21 パブリックコメント期間

11月上旬 審査基準の公表

11/30 「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」施行
新たな審査基準による申請受付開始

